

桑名市選挙管理委員会告示第8号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めたので告示する。

令和3年3月1日

桑名市選挙管理委員会委員長 西村治生

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（平成16年桑名市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」及び「印」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。